



東京都 民間一時滞在施設 備蓄品配備支援事業

この度、災害時の帰宅困難者対策を推進するため、都内の区市町村と帰宅困難者の受入協定を締結する民間一時滞在施設を対象に、**帰宅困難者向け備蓄品**の配備に係る**2つの支援事業**について、今年度の募集を開始します。

A. 補助事業

事業者が購入する帰宅困難者向け備蓄品の購入費用に対して補助する事業

募集期間

令和元年5月24日(金)
～ 令和2年2月28日(金)※

補助金額

備蓄品購入費用
× 5/6 (補助率)

補助上限額

受入可能な帰宅困難者
1人当たり 7,500円

※備蓄品購入費用1人当たり9,000円までが補助の対象 (9,000円×5/6=7,500円)

B. 配備事業

都が購入した帰宅困難者向け備蓄品を配備する事業

募集期間

令和元年5月24日(金)
～ 令和元年7月31日(水)※

自己負担

なし
(都が購入した備蓄品を配備)

その他

納期は令和2年1月から
3月頃の予定

令和元年度新規事業(モデル)

※事業により募集期間が異なる。

本事業の対象となる施設(A・B共通)：以下の①～③全ての要件を満たす施設

① 区市町村との協定を締結していること

施設の所在する都内区市町村と災害時の帰宅困難者の受入れに関する協定を締結していることが必要

② 従業者向けの備蓄品を完備していること

従業者のための備蓄品を3日分完備していることが必要
※従業者のための備蓄品は本事業の対象外

③ 事業継続計画(BCP)を策定していること

災害時の帰宅困難者受入れについて記載されているBCPを策定していることが必要
※学校法人、宗教法人等については、BCPに準じた防災計画等を策定していることが必要

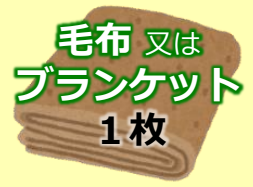


A. 補助事業

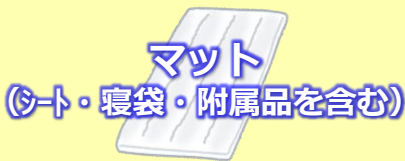
又は

B. 配備事業

の対象となる備蓄品

STEP 1**A** 帰宅困難者 1 人当たり 3 日分の数量の
購入費用を補助**B** 帰宅困難者 1 人当たり 3 日分の数量を
配備**STEP 2**

STEP 2 の利用は事業者の任意

A STEP1の 4 種を 3 日分完備した場合、
購入費用を補助**B** 事業者の任意により、STEP1に加えて
配備**【STEP 1 について】**

- ◇ 「水」は、耐震の飲料水貯水槽を整備している場合等は、1 日分から補助・配備の対象
- ◇ 「食料」は、要配慮者向けの食品（介護食、ハラル食品など）も含む。

【STEP 2 について】

- ◇ 「数量」は、都と協議の上で決定

【STEP 1・2 共通】

- ◇ B. 配備事業の場合、配備する備蓄品は、都立一時滞在施設と同様の製品を配備（製品指定不可）
- ◇ 既に一部を備蓄している場合、不足分が対象
（例）水と食料を、それぞれ 3 日分備蓄している場合、簡易トイレ、毛布又はブランケットが対象
- ◇ A・B 事業とも、過去に補助を受けている事業者が、①保存年限 5 年以上の水・食料、②粉ミルク、③ベビーフードを更新する場合でも利用することが可能

【問合せ先】

総務局 総合防災部 防災管理課
電話：03-5388-2485（直通）